

# 災害時における 学校給食用物資の確保・供給手順

平成24年2月

全国学校給食会連合会

# 目次

<b>第1 目的</b> .....	1
<b>第2 災害に備えた基本的な取組み</b> .....	1
1 災害時の物資供給等に関する協定書の締結.....	1
2 協定書に関しての基本的枠組みと検討事項.....	3
3 災害時、加熱・調理不要としている物資の登録・提供.....	3
4 災害時、緊急に調達する学校給食用物資及び情報の収集・提供.....	4
5 災害時に備えた物資の備蓄.....	6
6 緊急物資の輸送.....	8
<b>第3 災害対策に関する今後の検討課題</b> .....	10
1 非常用自家発電装置の設置について.....	10
2 備蓄物資等を使用した献立集の作成.....	10
別添1 災害時の物資供給等に関する協定書.....	16
(別紙1)物資発注書.....	19
(別紙2)物資調達可能数量・措置の状況報告書.....	20
(別紙3)物資保有数量報告書.....	21
(別紙4)連絡責任者届.....	22
別添2 災害時、加熱・調理不要な物資一覧.....	23
様式1 災害時、他県へ紹介可能な物資調査票.....	28
様式2 - 情報収集先一覧.....	29
様式2 - 緊急連絡体制の担当者について(調査、回答例).....	30
様式3 学校給食用物資に係る情報提供について.....	31

# 災害時における 学校給食用物資の確保・供給手順

## 第1 目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北・関東の広範囲にわたり甚大な被害が発生した。学校給食現場においても給食施設や食材加工業者が被災、また、ライフラインの機能不全により学校給食の実施が困難となった地域が数多くみられた。

全国学校給食会連合会（以下「全給連」という。）では、今回の震災が学校給食の運営に与えた課題や都道府県学校給食会（以下「県給食会」という。）における学校給食用物資・食材（以下「給食用物資」という。）の供給の実態等について「被災地における学校給食用食材調達支援に係る実態調査（以下「調査」という。）」により調査を実施した。

その結果、大規模な災害に備えた対応策や給食用物資調達に関して様々な課題が提言された。

この「災害時における学校給食用物資の確保・供給手順（以下「手順」という。）」では、県給食会、全給連、学校給食関係団体等の協力体制の下、給食用物資の情報把握及び確保・供給業務について実行可能な手順を構築することとした。

## 第2 災害に備えた基本的な取組み

### 1 災害時の物資供給等に関する協定書の締結

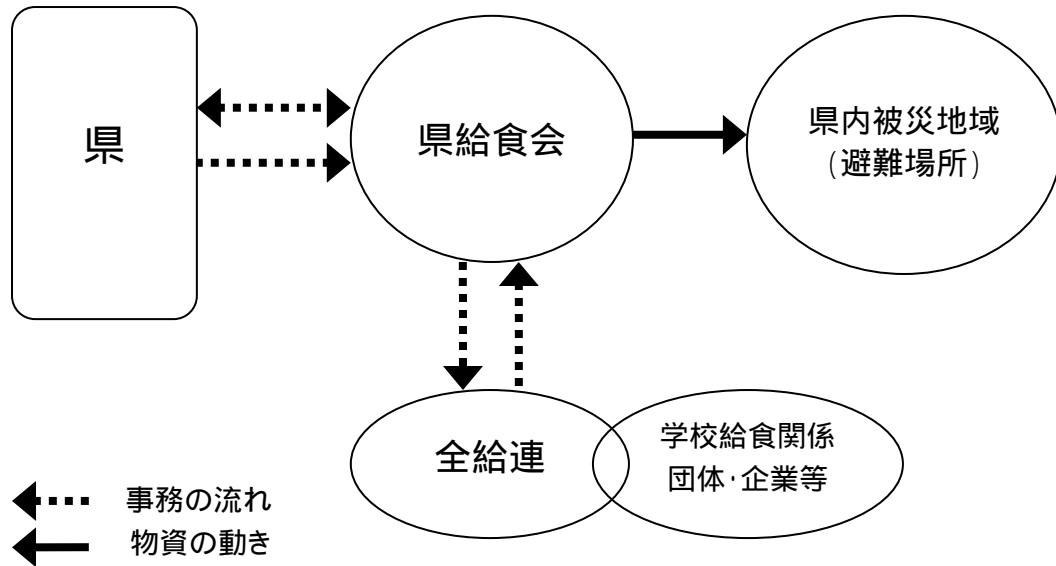
大規模災害発生時には、被災地域に対し、行政機関、全国の事業者等から物資の支援が行われているが、道路の寸断や情報の途絶及びライフラインの機能不全により、被災地域の物資調達・流通機能が停止するばかりでなく、広域支援が届きにくい状況が続くことが想定される。

「災害時の物資供給等に関する協定書（案）（以下「協定書」という。）」（別添 1）は、大規模な災害が発生した場合、被災児童・生徒及び住民等を救助するための給食用物資の調達及び供給に関して必要な事項を定めたものであり、既に県と県給食会との間において運用され、今回の震災時においても大きな効果を発揮したシステムである。

県給食会は、県の災害防災対策事業等に積極的に参画し、給食用物資の調達及び供給能力を活かした取組みについて早急に検討することが望まれる。

図1

災害時における物資の供給業務フロー



災害時の物資供給等に関する協定書(別添1)の締結

災害時における物資調達要請

物資の供給(協定書に登録された物資)

災害時、他県に紹介可能な物資の登録

各県給食会に対し「災害時、加熱・調理不要な物資一覧」の提供

## 2 協定書に関する基本的枠組みと検討事項

- ( 1 ) 既に県の災害対策事業等に参画している県給食会あつては、現行の事業を推進していただき、全給連が調査する物資に関する調査・情報の提供等の体制作りに協力する。
- ( 2 ) 協定書の締結に当たつては、保管物資の取扱い状況、緊急輸送方法等について十分協議した上で締結する。
- ( 3 ) 協定書による給食用物資の調達は、「物資発注書」(協定書の別紙1)をもって行う。  
「協定書第4条関係」
- ( 4 ) 物資の調達要請を受けた時は、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書」(協定書の別紙2)をもって行う。  
「協定書第5条関係」
- ( 5 ) 県給食会は、毎年4月1日現在の物資の保有数量を「物資の保有報告書」(協定書の別紙3)をもって報告を行う。  
「協定書第9条関係」

県給食会が報告する供給可能な物資、特に副食の数量(協定書の別紙3)については、年間、各学期の買入数量と供給数量及び買入時期等によって異なるため、「供給可能な物資についてはお問い合わせください」とした。

- ( 6 ) 協定にかかる連絡責任者を「連絡責任者届」(協定書の別紙4)をもって報告する。  
「協定書第10条関係」

## 3 災害時、加熱・調理不要としている物資(副食)の登録・提供

災害時、他県へ紹介可能な物資について

今回の災害時において、被災地域の学校、学校給食施設が被災、また、ライフラインが長期間機能不全となったことで、献立作成のための加熱・調理ができない状況となり、簡易給食の実施がやっとなりの状況となった。

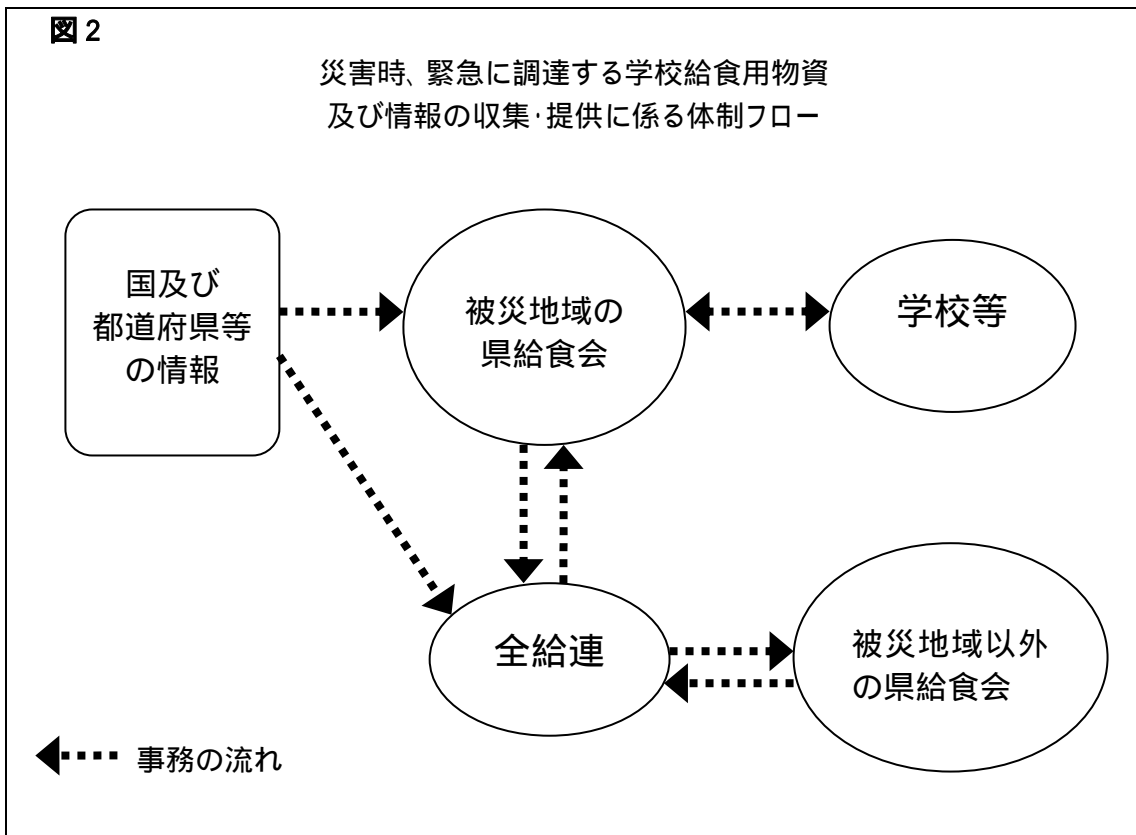
県給食会が通常在庫としている学校給食用物資の中で、加熱・調理不要とする物資(以下「調理不要物資」という。)は、その品種、数量等に限度があるため、全給連ではこのような場合に備え、予め県給食会等が在庫する調理不要物資について調査・整理した上で、「災害時、加熱・調理不要な物資一覧」(別添2)として各県の給食会に情報を提供する。

登録データ(様式1)は、年度途中での物資の増減及び更新等も考慮し、原則として毎年4月1日に更新する。

図1-

図1-

#### 4 災害時、緊急に調達する学校給食用物資及び情報の収集・提供



国及び都道府県からの情報の収集

学校等が必要としている情報、物資の数量・規格等の把握

緊急物資の調達について、全給連に情報提供の依頼

” ”、被災地域以外の県給食会に情報提供の依頼

に対する回答(被災地域以外の県給食会 全給連)

に対する回答(全給連 被災地域の県給食会)

} (様式3)

## 緊急連絡体制及び情報収集先一覧の整備

( 1 ) 県給食会は、国及び都道府県等から発信される正確な情報を迅速に把握するための「情報収集先一覧」( **様式 2 -** )を作成するとともに、「緊急連絡体制の担当者について」( **様式 2 -** )を調査し、学校給食関係者に情報提供するための緊急連絡体制を整備する。

( 2 ) 被災地域の学校等が必要としている給食用物資は、県給食会の通常在庫からの提供を基本とするが、調達が困難となった場合は、全給連を経由して被災地域以外の県給食会等に情報提供を要請する。

図 2 -

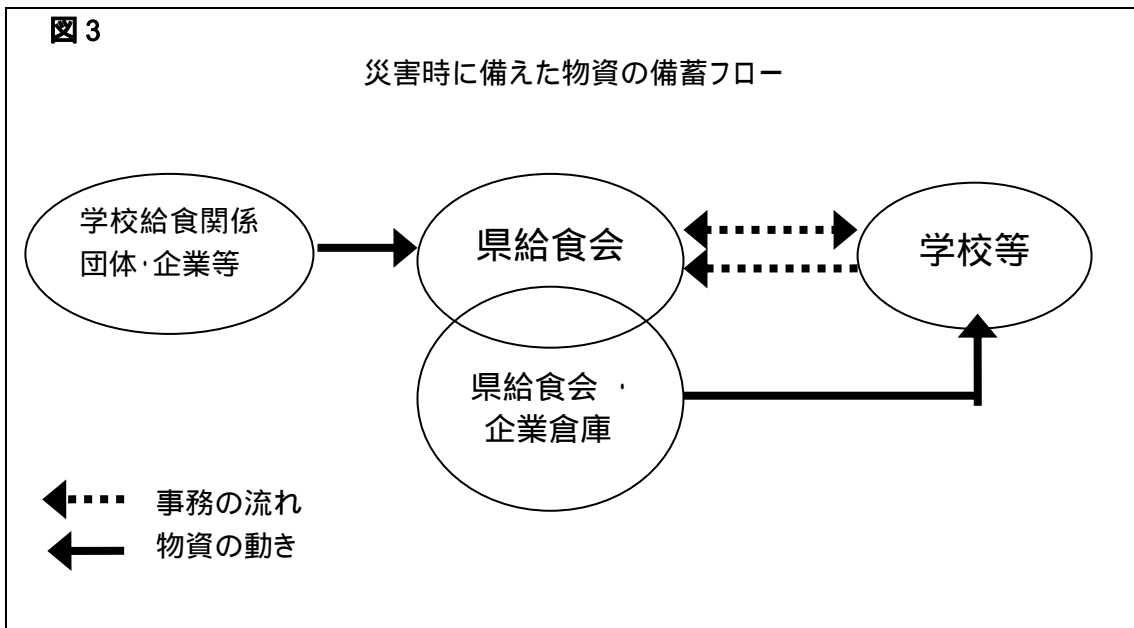
( 3 ) 被災地域以外の県給食会は、依頼内容について早急に確認し、速やかに全給連に情報を提供する。

図 2 -

( 4 ) 全給連は、被災地域以外の県給食会から報告のあった「学校給食用物資に係る情報提供について」( **様式 3** )、整理・登録の上、緊急紹介物資情報として被災地域の県給食会に情報提供する。

図 2 -

## 5 災害時に備えた物資の備蓄



- 備蓄物資の取扱要領等の整備
- 備蓄する物資の選定について調整
- 備蓄物資の確保
- 備蓄物資の供給要請
- 備蓄物資の供給



## 備蓄物資確保の必要性

大規模災害発生時には、被災地域に対し行政機関、全国の事業者等から物資の支援が行われているが、県及び各市町村では、まず人命救助を優先し、ガス、電気、水が使えなくても食べられる食材を中心に平常時から備蓄に努めている。

今回の調査の結果から、被災地域において学校給食に使用された緊急物資(主食用の米、小麦粉等)は、県給食会が学校給食に供給予定として在庫していた「通常在庫」、学校等及び県給食会と取引関係にある業者が所有する「流通在庫」、被災地域以外の県給食会からの「提供物資」であった。

このような状況を踏まえると、県給食会は、学校等からの要請により災害時に備えた物資の備蓄について検討する場合には、下記事項について十分留意する必要がある。また、その管理・使用について必要な事項を定めた要領等を整備する必要がある。

図 3 -

### (1) 備蓄物資確保に係る留意点

備蓄する物資の選定に当たっては、県、市町村教育委員会及び学校等と十分協議し、加熱調理等手間のかからない、長期保存に耐えられる、エネルギーや栄養素が確保できる、持ち運びが便利なこと等を勘案して選定する。

図 3 -

#### (選定事例)

- 主 食 : アルファ化米、クラッカー、カンパン、乾麺等  
主菜・副菜 : 缶詰、フリーズドライ食品、乾物類、インスタント食品等

### (2) 備蓄物資の管理・保管に係る留意点

#### ア 備蓄場所

備蓄物資を保管するスペースには限度があるため、十分協議した上で対応する。

- ・ 県給食会自家倉庫、委託倉庫
- ・ 学校備蓄倉庫等
- ・ 食品関係企業の自家倉庫

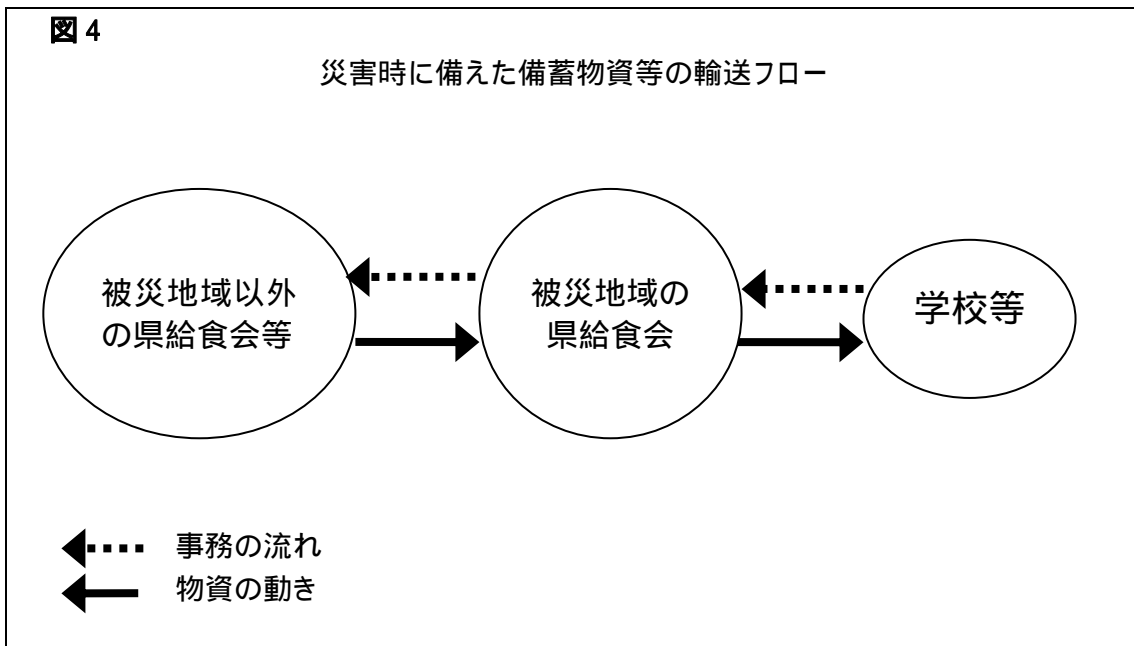
#### イ 備蓄物資の管理

災害に備えて備蓄する物資は、上記(1)にあるように長期保存に耐えられる物資を基本としているが、賞味期限等について定期的にチェックし、保存期限が切れる前に学校給食において消費できるよう学校等の協力を得ることが条件となる。

図 3 -

図 3 -

## 6 緊急物資の輸送



緊急物資の供給要請  
備蓄物資、緊急物資の提供情報に基づいた供給要請  
上記の要請に対する供給  
備蓄物資・緊急物資の供給

### 【注意事項】

被災地域以外の県給食会からの輸送の場合は、緊急通行車両証明書等の取得及び着地での受け入れ態勢を確認した上で輸送する。

輸送費用については、備蓄物資の取引価格に含める。

(1) 協定書に登録した緊急物資の輸送

協定書に登録した調達可能な物資の引渡場所までの輸送は、原則として県給食会及び県給食会が依頼した輸送業者が行う。

上記輸送に使用する車両については、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両として、県知事及び公安委員会を通して災害発生前に事前届出を申請する等、緊急通行車両事前届出済証を保管しておくことが望ましい。

(2) 県給食会が保管する「災害時に備えた備蓄物資」の輸送

ア 災害が発生すると、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して段階的交通規制が実施されるが、このような状況の中でも県給食会は、備蓄物資を県内の学校等に安定的に配送する必要がある。

そのためには、県給食会が配送する備蓄物資の車両については、交通規制対象除外車両として公安委員会に対して例外的に認められるよう要請するなどの対応が必要となる。

図 4 -

イ 被災地域の県給食会から緊急物資の提供要請があった被災地域以外の県給食会は、緊急通行車両証明書等の有無、また被災地域での受け入れ態勢を確認した上で輸送する。

図 4 -

(3) 緊急物資の輸送に係る費用負担

緊急物資の輸送に係る費用については、協定書に登録した物資価格及び学校等に供給する「災害時に備えた備蓄物資取引価格」に含むことで、基本的には需要者の負担とする。

(参考)

交通規制対象除外車両

交通規制対象除外車両は、災害発生時において、緊急通行車両等以外であっても社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行することが必要やむを得ないと認められる車両について、公安委員会の意思決定により通行禁止又は制限の対象から除外されるもので、被災状況、道路交通状況、緊急度、重要度に応じ、段階的、例外的に認められるもの。

### 第3 災害対策に関する今後の検討課題

#### 1 非常用自家発電装置の設置について

これまで日本国内の電力事情は非常に良好で、停電することはほとんどなく、地震など自然災害による停電の場合でも長期にわたる停電が発生することもほとんどなかった。

しかし今回の震災のように、電力の供給に支障が生じ、回復までに長時間を要し、また、回復後においても計画停電が実施されるなど、災害救助、復興・回復等に及ぼす影響は極めて大きなものとなった。

今回、被災地域の県給食会では、自家倉庫（冷凍・冷蔵）に保管している物資の品質確保を図る観点から、災害発生後、電力の回復までの期間は自家倉庫（冷凍・冷蔵）を使用するの発送作業等を行うことは困難な状況となった。

以上の経験から、被災地域の一部の県給食会では非常用自家発電装置の設置また設置計画を立て、災害発生時においても物資の品質確保及び安定供給を可能とした体制が整えられた。

しかしながら、非常用自家発電装置の設置には、設置に係る財源確保、設置基準、消防法、騒音規制法及び危険物としての規制等について検討・対応する必要がある、今回の手順では今後の検討課題とした。

#### 2 備蓄物資等を使用した献立(料理)集の作成

地震等の災害が発生し、ライフラインの機能不全による状況においても備蓄物資等を使用するの学校給食を実施することが想定される。

そうした場合、どのような献立が可能なのか、栄養面の確保はできるのか、また、衛生面での注意点を捉えた献立集を作成する等の準備を整えることについても今後の課題とした。

##### 県給食会の対応事例

岡山県では、災害時の献立（食事）が開発され、緊急時に対応できるように学校給食を活用した食に関する指導を提案する等、積極的な取り組みが始まっている。

## 県給食会の対応事例

岡山県では、災害時の献立（食事）が開発され、緊急時に対応できるように学校給食を活用した食に関する指導を提案する等、積極的な取り組みが始まっている。

### 学級活動(給食の時間)学習指導案

日時 平成〇年9月〇日  
指導学級 〇〇小学校 6年  
指導者 栄養教諭 〇〇〇〇

- 1 題材名 「防災の日」について知り、自分の食生活を見直そう
- 2 題材設定の理由(児童生徒の実態、題材観、指導観)  
毎年9月1日は、「防災の日」と定められている。台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することで、災害の未然防止と被害の軽減を目的としている。  
そこで、学校給食においても、緊急事態を想定した献立を活用して、災害時に役立つものや備蓄食品・長期保存食品を紹介したい。また、日頃から健康を意識して食事する大切さを知らせることで、食品を選択する能力を身に付けてほしいと考え、本題材を設定した。
- 3 わらい
  - ・災害時に役立つ備蓄食品や長期保存食品について知る。
  - ・健康を意識して食事をしたり、食品を選択したりしようとする気持ちをもつことができる。
- 4 食に関する指導の目標
  - ①食事の重要性 ☆災害時に役立つ食品を知る。
  - ③食品を選択する能力 ☆健康を意識して、食品を選択しようとする。
- 5 関連教科 学校行事(防災訓練)
- 6 献立名 乾パン 牛乳 鯖のみそ煮 すいとん 冷凍みかん プルーン



作成者：浅口市立寄島学校給食センター  
栄養教諭 鼓 麻理

学級活動(給食の時間)学習指導案

日時 平成〇年9月〇日  
指導学級 〇〇小学校 6年生 〇名  
指導者 栄養教諭(学校栄養職員)

- 1 題材名 災害時の食事について知ろう
- 2 題材設定の理由(児童生徒の実態、題材観、指導観)  
災害時には、長期にわたって食糧が不足し、通常の食事ができなくなる。そのなかでも、自分の健康を維持するのに重要な食事を規則正しく栄養バランスのとれたもので対応するために、災害時に使用できる食材を知り、日頃からどう使ってどう調理するかを理解しておく必要がある。  
そこで、災害時の食事を学校給食に取り入れ、災害時の食事づくりについて知らせたいと考え、本題材を設定した。
- 3 ねらい ○災害時に使える食品を知る。  
○災害時に使用できる食品を利用して、簡単な食事を考えられるようにする。
- 4 食に関する指導の目標 ①食事の重要性 ◆食事の大切さを理解する。  
②心身の健康 ◆栄養バランスを考えて食べることができる。
- 5 関連教科 家庭科 単元名 楽しい食事をくふうしよう
- 6 献立名 おにぎり・牛乳・みそ汁・くだもの(みかん缶)



作成者：笠岡市立学校給食センター  
栄養教諭 竹内 悟子

学級活動(給食の時間)学習指導案

日時 平成〇年1月〇日  
 指導学級 〇〇小学校5年生〇名  
 指導者 栄養教諭(学校栄養職員)

- 1 題材名 「災害時の食事」
- 2 題材設定の理由(児童生徒の実態、題材観、指導観)  
 平成23年3月には東日本大震災が発生し、被災地ではライフラインが閉ざされ、食生活の面にも影響を及ぼした。災害が少ないといわれる岡山県でも例外ではない。  
 そこで、災害時の食の備えを知っておくことが、緊急時に自らの健康管理に役立つと考え、本題材を設定した。
- 3 ねらい ・災害時のための食の備えを知り、緊急時に役立てることができるようにする。
- 4 食に関する指導の目標
 

①食事の重要性	☆災害時の食事に興味・関心をもつ。
④感謝の心	☆感謝の気持ちをもって残さず食べることができる。
- 5 関連教科 単元名 学校行事(防災訓練)
- 6 献立名 カレーライス・牛乳・くだもの(黄桃缶)・小魚アーモンド



作成者：和気町学校給食共同調理場  
 栄養教諭 内田 順子

### 学級活動(給食の時間)学習指導案

日時 平成〇年9月〇日( )  
指導学級 〇〇中学校 3年生〇組〇名  
指導者 栄養教諭(学校栄養職員)

1 題材名 災害時の食事

2 題材設定の理由(児童生徒の実態、題材観、指導観)

平成23年3月11日に起こった東日本大震災の報道などを受けて、生徒自身にも災害が身近に感じられている今、生徒等に災害時の食事について知らせ、各々でできることはないか考えさせることで、実際に自分が災害にあったときに、自らが、災害時に対応できる能力を持たせたいと思い、本題材を設定した。

3 ねらい 災害時の食事について理解できる。  
災害に対して、日ごろから備えが必要であることに気付くことができる。

4 食に関する指導の目標 ②心身の健康 ☆人は食べることにより、生きる力を持つことができる。  
④感謝の心 ☆食べられることへの感謝、食べ物を大事にしようとする思いを持つ。

5 関連教科 単元名 学校行事(防災訓練)

6 献立名 乾パン・牛乳・野菜のツナトマト煮・くだもの(ピオーネ缶)



作成者：奈義町立奈義小学校  
栄養教諭 河井 朋子



- 別添 1      **災害時の物資供給に関する協定書(案)**  
              (別紙 1) **物資発注書**  
              (別紙 2) **物資調達可能数量・措置の状況報告書**  
              (別紙 3) **物資保有数量報告書**  
              (別紙 4) **連絡責任者届**
- 別添 2      **災害時、加熱・調理不要な物資一覧**
- 様式 1      **災害時、他県へ紹介可能な物資**
- 様式 2      **情報収集先一覧**
- 様式 2      **緊急連絡体制の担当者について(調査、回答例)**
- 様式 3      **学校給食用物資に係る情報提供について(依頼)**

## (別添 1)

### 災害時の物資供給等に関する協定書(案)

県知事(以下「甲」という。)と財団法人(公益財団法人) 県学校給食会理事長(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災児童生徒及び住民等を救助するための物資(以下「物資」という。)の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における物資の調達及び供給などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

#### (要請)

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

#### (調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、甲からの要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 米飯又は精米
- (2) パン
- (3) めん
- (4) 副食
- (5) その他甲が指定する物資

#### (要請の方法)

第4条 第2条の規定による要請は、「物資発注書」(別紙1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

#### (要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書」(別紙2)により甲に提出するものとする。

( 搬送及び引渡し )

第 6 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として、乙又は乙が指定する者が行うものとする。

ただし、乙の搬送が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

( 価格 )

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格 ( 引渡しまでの運賃を含む。ただし、災害発生前の取引については、取引時の適正な価格とする。 ) を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

( 代金の支払 )

第 8 条 乙は、第 6 条第 2 項の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は乙からの請求に基づき、速やかに物資の代金を支払うものとする。

2 第 6 条 2 項の引渡し前に生じた物資の亡失、破損等は乙の負担とする。

( 保有数量の報告 )

第 9 条 乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の物資の保有数量を「物資保有数量報告書」( 別紙 3 ) により、甲に報告するものとする。

( 連絡責任者の報告 )

第 10 条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」( 別紙 4 ) により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

( 車両の運行 )

第 11 条 甲は、この協定に基づき乙又は乙の指定する者が物資を運搬及び供給する車両について、これを緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

( 協議 )

第 12 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

( 廃止届等 )

第 13 条 乙は、第 3 条に規定する物資の取扱いを廃止、又は休止した場合は、甲にその旨通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による通知を行った後、物資の取扱いを再開した場合は、遅滞なく甲にその旨通知するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。  
ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも協定解除の申出がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

2 乙が前条第1項に規定する通知を提出した場合は、この協定は、その廃止又は休止に係る物資についての効力を失う。ただし、前条第2項に規定する通知が提出され、甲に到達した時点で、この協定は効力を生じる。

(解除)

第15条 この協定を解除する場合は、甲、乙いずれか一方が解除日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印して各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 所在地  
県  
県知事

乙 所在地  
財団法人 県学校給食会  
理事長

(別紙 1)

## 物資発注書

年 月 日

財団法人 県学校給食会  
理事長 様

県知事

### 災害時における物資の調達要請について

「災害時の物資供給等に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第 4 条により、本要請に対する貴団体の措置状況等を報告願います。

### 記

#### 要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ~ 月 日まで			

要請する数量は、1 日あたり数量とする。

問い合わせ先

県 部 課

T E L - -

(別紙 2)

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

県知事 様

財団法人 県学校給食会  
理事長

「災害時の物資供給等に関する協定書」第5条に基づき、当団体の物資調達可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能な数量又は措置の状況

品名	月日時	調達可能な数量又は措置の状況

注：物資調達可能数量又は措置の状況に変更が生じた場合は、速やかに連絡する。

2. 物資の搬入場所・方法

搬入場所

搬入方法

連絡先及び担当者名

物資保有数量報告書

年 月 日現在

県知事 様

財団法人 県学校給食会  
理事長

「災害時の物資供給等に関する協定書」第 9 条に基づき、物資の保有数量を次のとおり報告します。

品 名	供給可能数量	主要保管場所
パン	県内にパン、炊飯、めんの委託工場がありますので、要請により製造いたします。	別添 「委託加工工場一覧表」 のとおり
米飯（精米）		
めん		
副食	供給可能な物資についてはお問い合わせください。	(財) 県学校給食会 所在地

## 連絡責任者届

【 県】 【(財) 県学校給食会】

## 1 連絡責任者

担当部署・役職	
T E L	
携帯電話	
F A X	

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
担当部署・役職		
T E L		
携帯電話		
F A X		

## 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間
- ・休 日

【(財) 県学校給食会】 【 県】

## 1 連絡責任者

担当部署・役職	
T E L	
携帯電話	
F A X	

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
担当部署・役職		
T E L		
携帯電話		
F A X		

## 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間
- ・休 日



## (別添2)

## 災害時、加熱・調理不要な物資一覧

平成23年7月1日現在  
全国学校給食会連合会

区分		常温品											生鮮			
		個袋														
		パン添加物 (ジャム等)	スナック類 (小魚、ナッツ等)	のり (味付、手巻)	ふりかけ類	佃煮	飲料 (果汁、茶等)	デザート類	乾パン	漬物	プルーン	その他				
北海道・東北	1	北海道														
	2	青森	○	○	○	○	○			○						
	3	岩手														
	4	宮城		○								○				
	5	秋田	○							○				ウエハース		
	6	山形	○	○		○				○						
	7	福島	○	○	○		○					○				洗浄バナナ
15	新潟		○													
関東・甲信静	8	茨城														
	9	栃木	○	○		○	○					○				
	10	群馬										○				
	11	埼玉	○	○	○	○	○					○				
	12	千葉	○	○	○	○	○									
	13	東京	○													
	14	神奈川	○	○	○		○		○				○	クラッカー		
19	山梨															
20	長野															
22	静岡															
東海・北陸	16	富山	○	○	○			ジュース								
	17	石川	○	○	○	○	○									
	18	福井		○												
	21	岐阜	○		○		○									
	23	愛知	○	○	○		○		○							
24	三重			○												
近畿	25	滋賀														
	26	京都								○						
	27	大阪	○													
	28	兵庫	○	○	○	○						○		ドレッシング		
	29	奈良	○	○												
30	和歌山														みかん	
中国・四国	31	鳥取								○						
	32	島根	○		○	○										
	33	岡山								○						
	34	広島	○	○	○	○	○	ジュース	○					ドレッシング、マヨネーズ		
	35	山口														
	36	徳島														
	37	香川														
	38	愛媛	○	○	○	○	○	ジュース	○			○				
39	高知	○			○		ジュース	○								
九州・沖縄	40	福岡		○		○										
	41	佐賀			○										揚げチャーメン	
	42	長崎														
	43	熊本	○	○	○	○		ジュース								
	44	大分	○	○	○	○		ジュース								
	45	宮崎	○	○	○			ジュース							ソース、マヨネーズ	
	46	鹿児島	○	○	○	○		ジュース、 麦茶								
47	沖縄	○	○		○											
合計			25	23	19	15	11	8	6	5	5	3	6	2		

## (別添2)

## 災害時、加熱・調理不要な物資一覧

平成23年7月1日現在  
全国学校給食会連合会

区分		常温品												
		缶詰									びん詰	飲料	調味料	
		各種	みかん、 甘夏等	パイン	黄桃	りんご	和梨、 洋梨	ゆで卵 (うずら、鶏)	鮭油漬、 水煮等	ホールコーン	ジャム			
北海道・東北	1	北海道		○	○	○							ジュース	
	2	青森		○	○									
	3	岩手		○										
	4	宮城		○										
	5	秋田		○	○	○	○							
	6	山形	○											○
	7	福島		○	○									
15	新潟		○	○										
関東・甲信静	8	茨城												
	9	栃木		○	○	○								○
	10	群馬		○	○	○								
	11	埼玉		○	○	○								○
	12	千葉		○	○	○								
	13	東京	各種 フルーツ											
	14	神奈川		○										
	19	山梨										○		
20	長野	各種 フルーツ												
22	静岡		○	○	○	○								
東海・北陸	16	富山		○	○	○						○		○
	17	石川												○
	18	福井												
	21	岐阜			○	○								
	23	愛知		○	○	○	○							
24	三重		○			○								
近畿	25	滋賀												
	26	京都		○	○	○								
	27	大阪		○		○								○
	28	兵庫		○	○	○								
	29	奈良												
	30	和歌山												○
中国・四国	31	鳥取												
	32	島根		○	○	○								○
	33	岡山		○	○	○								
	34	広島	各種 フルーツ										ジュース	○
	35	山口		○	○	○								
	36	徳島												
	37	香川		○	○	○						○		
	38	愛媛	各種 フルーツ											ジュース
	39	高知		○	○									
九州・沖縄	40	福岡				○							豆乳	
	41	佐賀		○										○
	42	長崎		○	○									
	43	熊本		○	○	○								
	44	大分		○	○	○	○							
	45	宮崎		○	○	○							ジュース	○
	46	鹿児島		○	○	○	○							
	47	沖縄	フルーツ カクテル	○	○	○								
合計			6	31	26	23	6	4	11	4	2	1	5	10

災害時、加熱・調理不要な物資一覧

(別添2)

平成23年7月1日現在  
全国学校給食会連合会

区分		常温品					
		レトルト、ほか					
		鮪油漬、 水煮等	ゆで卵 (うずら、鶏)	漬物	デザート類	その他	
北海道・東北	1	北海道					
	2	青森					
	3	岩手					
	4	宮城		○			
	5	秋田					
	6	山形	○				きのこ類、 スープ類
	7	福島			○		
	15	新潟					
関東・甲信静	8	茨城					
	9	栃木					
	10	群馬				○	大豆水煮
	11	埼玉					
	12	千葉					
	13	東京					スープストック クチキン
	14	神奈川					
	19	山梨					
20	長野						
22	静岡	○	○		○		
東海・北陸	16	富山					はちみつ
	17	石川	○				
	18	福井			○		
	21	岐阜			○		
	23	愛知	○				
	24	三重					
近畿	25	滋賀					
	26	京都	○				
	27	大阪					
	28	兵庫				○	
	29	奈良					
	30	和歌山			○		
中国・四国	31	鳥取					
	32	島根					
	33	岡山	○	○			
	34	広島	○	○			
	35	山口					
	36	徳島					
	37	香川					
	38	愛媛					
	39	高知			○		削り節
九州・沖縄	40	福岡					
	41	佐賀					大豆水煮
	42	長崎					
	43	熊本					
	44	大分					
	45	宮崎					
	46	鹿児島					混ぜ込み ごはん用
	47	沖縄		○			
合計			7	5	5	3	7

災害時、加熱・調理不要な物資一覧

(別添2)

平成23年7月1日現在  
全国学校給食会連合会

区分		冷蔵品									
		個袋						大袋			
		チーズ	デザート類	納豆	豆腐	佃煮	漬物	その他	ゆで卵 (うずら、鶏)	漬物	
北海道・東北	1	北海道									
	2	青森	○	○				○	○	○	○
	3	岩手									
	4	宮城									
	5	秋田	○								
	6	山形									
	7	福島							ミニ茶碗蒸し		
15	新潟										
関東・甲信静	8	茨城			○	○					
	9	栃木									
	10	群馬									
	11	埼玉			○				はちみつ		
	12	千葉									
	13	東京									
	14	神奈川									
19	山梨										
20	長野										
22	静岡	○	○						○		
東海・北陸	16	富山									
	17	石川									
	18	福井									
	21	岐阜									
	23	愛知									
24	三重				○						
近畿	25	滋賀									
	26	京都									
	27	大阪									
	28	兵庫									
	29	奈良									
30	和歌山										
中国・四国	31	鳥取									
	32	島根									
	33	岡山									
	34	広島									
	35	山口									
	36	徳島									
	37	香川									
	38	愛媛									
39	高知	○								○	
九州・沖縄	40	福岡									
	41	佐賀									
	42	長崎									
	43	熊本									
	44	大分	○					○	○		
	45	宮崎	○								
	46	鹿児島	○								
47	沖縄										
合計			7	2	2	2	2	2	2	2	2

災害時、加熱・調理不要な物資一覧

(別添2)

平成23年7月1日現在  
全国学校給食会連合会

区分		冷凍品						
		個袋					大袋	
		デザート類	パン、ナン、ピタパン	納豆	カットフルーツ	焼き芋	その他	
北海道・東北	1	北海道						
	2	青森	○	○	○			大学いも、枝豆
	3	岩手						
	4	宮城						
	5	秋田						
	6	山形						
	7	福島						
	15	新潟	○	○				
関東・甲信静	8	茨城						
	9	栃木						
	10	群馬			○			
	11	埼玉	○	○	○			
	12	千葉						
	13	東京						
	14	神奈川						
	19	山梨						
20	長野							
22	静岡							
東海・北陸	16	富山						
	17	石川			○	○		
	18	福井						
	21	岐阜	○					
	24	三重						
近畿	25	滋賀						
	26	京都						
	27	大阪						
	28	兵庫						
	29	奈良	○					
30	和歌山							
中国・四国	31	鳥取	○					
	32	島根						
	33	岡山						
	34	広島						
	35	山口						
	36	徳島						
	37	香川						
	38	愛媛	○	○			○	
39	高知							
九州・沖縄	40	福岡						
	41	佐賀	○					大豆水煮
	42	長崎						
	43	熊本						
	44	大分			○			
	45	宮崎	○			○		
	46	鹿児島	○	○			○	
47	沖縄							
合計			10	5	5	2	2	2

(様式1)

## 災害時、他県へ紹介可能な物資

平成 年 月 日現在

全国学校給食会連合会

(財) 県学校給食会  
担当者名

紹介可能な物資 (米、パン、めんを除く)	冷凍	冷蔵	常温	規格	出廻時期

上記各品目については、加熱・調理しなくても食することができるものを記入してください。  
価格・数量・包装形態等の詳細については、上記担当者へお問い合わせください。  
上記各品目について、特記事項がある場合は、備考欄に記入してください。

備考

## 情報収集先一覧

区分		電話番号等
県内情報収集先	県災害対策本部	受付
		部 課
	県庁	局線受付
	市役所	部 課
	区役所	部 課
	警察署	部 課
	消防署	部 課
	上・下水道	水道局 支所
		下水道局 管理事務所
	電力	支店
	ガス	
	税関	
県外情報収集先	文部科学省	
	全国学校給食会連合会	

(様式 2 )

(財) 県学校給食会 様

市町村教育委員会

緊急連絡体制の担当者について(調査、回答例)

平成 年 月 日付で依頼のあったことについて、当教育委員会は、下記のとおり対応します。

連絡責任者

担当者職名	
担当者名	
T E L	
F A X	
勤務時間及び休日	

副担当者連絡先

担当者職名	
担当者名	
T E L	
F A X	
勤務時間及び休日	

休日及び夜間の場合の連絡先

担当者職名	
担当者名	
T E L	
F A X	

備考

1. 原則第1報は、F A Xにより一括発信します。
2. T E L・F A X番号は、休日及び夜間に連絡が取れるものを記入してください。
3. 副担当者の方には、正担当者の方に連絡が取れない場合のみ連絡します。



(様式3)

被災地域の県給食会 全給連 (依頼)  
全給連 被災地域以外の県給食会 (依頼)  
被災地域以外の県給食会 全給連 (情報提供)  
全給連 被災地域の県給食会 (情報提供)

(注)様式 ~ によって、発信者は異なる。

番 号  
平成 年 月 日

様

代表者名 印  
担当者名  
TEL  
FAX

学校給食用物資に係る情報提供について (依頼)

下記物資についての情報をお願いします。

記

1 物資情報

物資名	規格	数量	納入日	希望見込価格	その他

2 物資取扱業者名等

名称：

所在地：

担当者：

TEL：

FAX：

3 物資納入場所

名称：

所在地：

TEL：

FAX：

4 取引条件等